

新居浜市水道料金収納等包括業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この新居浜市水道料金収納等包括業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、新居浜市上下水道局（以下「当局」という。）が水道料金収納等包括業務（以下「本業務」という。）の委託を実施するにあたり、経費の削減及びお客様サービスの向上が一層図れる提案により業務遂行能力に優れた者を本プロポーザルによって選定し、契約するために必要な手続を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

新居浜市水道料金収納等包括業務委託

(2) 業務の内容

- ①料金関連業務
- ②料金システム業務
- ③下水道関連業務
- ④倉庫物品関連業務
- ⑤宿日直業務
- ⑥業務内容の改善提案業務

(3) 業務水準

別紙「新居浜市水道料金収納等包括業務委託要求水準書」のとおり

(4) 履行期間等

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

なお、契約締結の日から令和8年3月31日までを委託業務の準備期間とし、準備期間に係る経費等は、受託事業者の負担とする。

(5) 提案価格の上限

この業務に係る提案価格の上限は768,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。業務委託料の積算にあつては、その上限の範囲内とすることに留意すること。

3 担当部局

住 所：〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市上下水道局企画経営課業務係

電 話：0897-65-1330

F A X：0897-65-1335

電子メール：keiei@city.niihama.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 新居浜市における令和5年・令和6年度の入札（見積）参加資格登録業者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書提出時点で、新居浜市建設工事指名停止措置要綱（平成2年制定）及び新居浜市物品売買等指名停止措置要綱（平成19年制定）の規定に基づく、指名停止措置を受けている期間でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 情報セキュリティマネジメント関連等の認証を取得している者。
- (6) 過去3年以内で給水人口10万人以上の水道事業体において、2年以上の期間にわたり本業務に類似する業務実績を有すること。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、次の全ての要件を満たしていること。
 - ①共同企業体のすべての構成員が（1）から（5）までの要件を満たすこと。
 - ②共同企業体の構成員のいずれかが、（6）、（7）の要件を満たすこと。
 - ③共同企業体の構成員は、本業務に関して当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ④共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加しないこと。

5 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び添付資料を提出すること。

①提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 事業者概要（様式2、別紙添付可）
- ウ 関連受託業務実績（様式3）
- エ 財務状況関係書類（任意様式）
- オ 労働条件関係書類（任意様式）
- カ 共同企業体協定書（任意様式）（共同企業体の場合のみ。）

②提出期限 令和7年1月21日 17時15分

③提出先 3に同じ

④提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

⑤提出書類作成時の留意事項

- ア 事業者概要（様式2）には、情報セキュリティマネジメント関連等の認証を取得していることが証明できる書類（写し）を添付
- イ 関連受託業務実績（様式3）には、受託実績が確認できる資料（契約書等）の写しを添付
- ウ 財務状況関係書類には、直近2年分の貸借対照表及び損益計算書を添付
- エ 労働条件関係書類には、就業規則及び労働基準法第36条第1項に基づく協定の写しを添付

（2）参加資格の確認等

参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

当局は、4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年1月27日までに、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。

ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

6 企画提案書作成上の留意点

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところに留意して企画提案書を作成し、提出するものとする。

（1）提案内容

①会社概要

経営理念、法令遵守の考え方及び取組状況について説明すること。

②業務体制及び執行計画に関する企画及び提案

業務体制、業務執行計画、研修体制、地域貢献について説明すること。

③業務実施及びサービス向上に関する企画及び提案

料金関連業務、料金システム業務、下水道関連業務、倉庫物品関連業務、宿日直業務、業務内容の改善提案業務について説明すること。

④リスク管理に関する企画及び提案

個人情報保護、危機管理について説明すること。

（2）企画提案書及び添付書類

企画提案書は、次の書類を添付して提出すること。

①企画提案内容（実施方針・実施内容・実施手法・実施手順等）がわかる書類

②提案価格見積書（様式4）、見積金額内訳書（任意様式）

（3）記入及び作成上の注意事項

①提案は、1者1提案とする。

②原則としてA4判縦置き、横書き、左綴りで、両面印刷の書類とする。また、図表等は、必要に応じてA3判の片面印刷でも可とするが、A4判への折り込みとする。

③表紙と目次を除いた各ページにはページ番号を付すこと。

- ④書類は、ファイル等（A 4 縦、左 2 点綴じ）に綴じること。
- ⑤提案価格は、提案価格見積書（様式 4）を使用し、見積金額内訳書（任意様式）を添付すること。
 - ア 消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
 - イ 提案価格見積書は、費用の総額を記載すること。
 - ウ 提案価格見積書と見積金額内訳書は、同じ封筒（長形 3 号）に入れて封印し、封筒の表書きに業務名と会社名を明記すること。

（4）提出方法等

- ①提出期限 令和 7 年 2 月 6 日 17 時 15 分
- ②提出場所 3 に同じ
- ③提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。
- ④提出書類
 - ア 企画提案書 紙媒体 10 部（正本 1 部、副本 9 部）
及び電子媒体 1 部
 - イ 提案価格見積書（様式 4）及び見積金額内訳書（任意様式） 1 部

（5）企画提案書の著作権等の取扱い

- ①企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- ②当局は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- ③当局は、企画提案者から提出された企画提案書について、新居浜市情報公開条例（平成 19 年条例第 23 号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。

ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

7 質問書等

- （1）参加表明書及び企画提案書の作成について、質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。なお、質問がない場合は、提出は不要である。
 - ①提出書類 質問書（様式 5）
 - ②提出期限 令和 7 年 1 月 23 日 17 時 15 分
 - ③提出場所 3 に同じ
 - ④提出方法 電子メール又は F A X により提出すること。
 - ⑤質問内容 本プロポーザルの手続及び企画提案書の作成等に関する質問
 - ⑥回答期限 令和 7 年 1 月 30 日 17 時 15 分
- （2）（1）の回答は、新居浜市上下水道局ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする。なお、当該質問への回答は、本要領及び要求水準書への追加または修正とみな

す。

8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

9 参加辞退

参加表明後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式6）を担当部局まで持参又は郵送により提出すること。

10 企画提案の審査方法及び評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、新居浜市水道料金収納等包括業務委託契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) ヒアリング等の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーションを次のとおり行う。

①実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は質疑も含めて計70分とする。

㊦企画提案書の説明 30分以内

㊧ヒアリング 20分程度

㊨使用機器等の準備及び撤去 各10分程度

イ 企画提案書の追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。

ウ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて5人までとする。

エ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

オ 企画提案書の説明にあたり、プロジェクター等の機器を使用しても差し支えないが、機器等はすべて参加資格者において準備すること。

②実施日時

令和7年2月20日から令和7年2月27日までの間で予定（詳細は別途通知する。）

(3) 評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準（「新居浜市水道料金収納等包括業務委託公募型プロポーザルによる事業者選定基準」）に基づき審査及び評価を行う。

- ①会社概要及び受託実績
- ②業務体制及び執行計画
- ③業務実施及びサービス向上
- ④リスク管理
- ⑤見積金額

(4) 受託候補者の特定

審査委員会において、各委員の評価点数の合計を加算し順位を付け、最も評価点数の高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この場合において、同点の者が複数あるときは提案価格見積金額の安価な者とする。

(5) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全てに対し、次の事項を通知するものとする。なお、電話による結果の問合せには応じない。

(6) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- ①受託候補者
- ②評価点数
- ③受託候補者の特定理由

1 1 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について速やかに水道料金収納等包括業務委託要求水準書、企画提案書及びヒアリング等の内容に基づき契約条件等について協議の上、見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 次順位者との交渉

契約交渉の相手方と協議が調わなかった場合又は契約交渉の相手方が失格事由に該当した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった者のうち、評価点が上位であった者から順に契約交渉を行うものとする。

1 2 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

項目	期日	備考
(1) 公募型プロポーザルの募集（公告）	令和7年1月16日	
(2) 参加表明書等の提出期限	令和7年1月21日	
(3) 本要領に関する質問期限	令和7年1月23日	
(4) 参加資格の結果通知	令和7年1月27日	
(5) 質問に対する回答期限	令和7年1月30日	
(6) 企画提案書等の提出期限	令和7年2月6日	

(7) 審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリングの審査、最優先候補者の選定）	令和7年2月20日～ 令和7年2月27日	
(8) 審査選定結果通知・公表	令和7年3月7日	

1.3 その他

- (1) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (4) 参加希望者又は企画提案者が1者の場合においても、本プロポーザルは実施する。